

公示番号：19a00031000000

国名：ブータン

担当部署：地球環境部 防災グループ防災第一チーム

案件名：全国防災対策能力強化プロジェクト第二次詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年6月下旬から2019年8月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。なお、

JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年6月18日 (火) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	防災分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	ブータン／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ブータンでは近年、世界的な気候変動の影響を受け、これまでに観測されなかったような、山岳氷河の縮退に伴う氷河湖拡大さらにその決壊による洪水災害（Glacial Lake Outburst Flood, GLOF）をはじめ、フラッシュ・フラッド、サイクロンを含む暴風雨などの水文・気象に関する災害が多数発生している。これら災害の発生源となるブータン北部には気象水文観測地点が非常に少なく、JICAが過去に実施してきたGLOF/降雨洪水を対象とした早期警報システムの構築と予警報能力向上のための協力を通じ、災害への対応能力が強化されてきた。

ブータン政府は増加・激甚化する気象災害とGLOF災害に対応するため、経済省エネルギー局の一部署であった水文気象部を2011年に水文気象局（Department of Hydro-met Service, DHMS）に格上げした。DHMSはさらに2016年に経済省から独立し、どの省庁にも属さない独立した行政機構である国家水文気象センター（National Center for Hydrology and Meteorology, NCHM）に格上げされた。NCHMは気象・洪水予警報及びそれらに必要な気象・水文観測所ネットワークの運用維持管理を主なマニフェストとする。NCHM内には、早期警報を含めた流域監視体制の強化を目的として2015年11月に国家気象水文警報センター（National Weather and Flood Warning Centre, NWFWC）を開設している。NCHMの観測・予警報体制についてはいまだ課題が多く、他流域への監視予警報システムの展開、洪水氾濫予測モデルの構築、土砂災害に対する危険降雨値の設定、住民啓発活動及び災害関連情報の伝達等などに取り組んでいく必要性が認識されている。また、内務文化省の下に中央防災機関として2008年に防災局（Department of Disaster Management, DDM）を設置し、DDMの中に緊急対応センター（Emergency Operation Centre, EOC）を設置している。2013年に制定された防災法においては、防災局（Department of Disaster Management, DDM）の能力強化が最優先事項として挙げられており、特にEOCの設立及び組織化が急務であり、NCHMや県を含む多様な関係機関との連携体制の確立が不可欠である。

以上の背景に鑑み、ブータン政府は日本政府に対し、国家水文気象センター・防災局及び関連機関の洪水災害に対する事前準備・被害削減に係る能力・連携の強化を目的とした協力の要請があった。

JICAは2019年3月に第一次詳細計画策定調査団を派遣し、先方のニーズや現地調査状況の最新情報の収集及び協カスコープの確認調査を行った。これを踏まえ、本格協力の実施方法、留意事項等について先方実施機関と協議、合意し本プロジェクトの討議議事録（R/D）（案）を含む協議議事録（M/M）の締結を行うことを目的に第二次詳細計画策定調査団を派遣する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、担当分野に係る調査事項を含めた報告書（案）を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2019年6月下旬～7月上旬）

- ①要請背景、内容の把握、第一次詳細計画策定調査結果、関連既存資料・情報（関連報告書等）のレビューを行う。
- ②担当分野に係る詳細計画策定調査の計画・方針案を検討し、JICA地球環境部に提出する。
- ③ブータン防災分野、洪水災害対策分野における本プロジェクトの位置づけに係る情報・資料を収集し現状を把握する。
- ④担当分野に係る現地調査で収集すべき情報を検討した上で、ブータン側関係機関※(NCHM職員、DDM職員、県防災担当官（1人/県、全国計24人（20県及び4特別市））、公共事業省土木局洪水技術管理部職員（Flood Engineering Management Division (FEMD), Department of Engineering Service) 等)への質問票(案)(英文)を作成する。  
※関係機関の詳細については、過去にJICAが実施した協力案件を参照のこと。
- ⑤JICAが検討するプロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案に評価分析の観点から助言する。
- ⑥詳細計画策定調査団打合せ、勉強会及び対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2019年7月上旬～2019年7月下旬）

- ①現地業務開始時にカウンターパート（C/P）機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また適宜JICAブータン事務所に対し進捗報告を行う。
- ②先方関係機関に対して、プロジェクトの評価手法について説明を行う。
- ③先方関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ④事前にJICAブータン事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収し、担当分野について分析を行うとともに、担当分野に係る追加情報・資料を収集・分析する。
- ⑤各ヒアリングの議事録作成及び下記に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。  
PDM内でジェンダーの視点に立った取り組みを検討するため、以下の情報を収集する。
  - a) 対象地域の社会における男女の労働や力関係の現状
  - b) ジェンダーに関連する社会規範・慣習
  - c) 男女で異なるニーズ、課題等
- ⑥PCMワークショップを開催し、同ワークショップのファシリテータとして、その結果を整理・分析する。また、C/P機関に対して、PDMの構成（項目の関連性やモニタリング指標）を説明する。
- ⑦評価指標設定のための情報を収集し、ベースライン調査及びモニタリングの実施方法及び方向性等を検討・提案する。
- ⑧担当分野に係るPDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)の作成に協力する。
- ⑨評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクト

を分析し、事業事前評価表（案）を作成する。

⑩M/M案及びR/D案の取り纏めに協力する。

⑪担当分野に係る現地調査結果をJICAブータン事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2019年7月下旬～8月上旬）

①担当分野に関する収集資料の整理・分析（収集資料のリスト作成、質問票回答の取り纏め等）を行い、全体取り纏めに協力する。

②事業事前評価表（案）（和・英文）の作成への協力を行う。

③プロジェクトを巡る状況分析や評価5項目の観点からリスク管理チェックシートに必要な情報を記載する。

③帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に関する結果を報告する。

④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取り纏めに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

（1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文1部）

（2）事業事前評価表（案）（和文1部）

（3）収集資料一式

上記成果品（1）の体裁は簡易製本とし、併せて（1）～（3）については電子データを提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。航空経路は、成田/羽田⇒バンコク⇒パロ⇒バンコク⇒成田/羽田を標準とします。

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年7月11日～2019年7月28日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に先立ち10日間程度現地調査を予定しています。本契約受注コンサルタントは、準備期間・現地業務期間・整理期間を通じ、他団員と協力しながら、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行うことを想定しています。JICAの調査団員が現地入りしている際は、本プロジェクトの検討に係る協議への参加を想定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 技術総括 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

### ③ 便宜供与内容

JICAブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり。
- イ) 宿舎手配  
あり。
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上  
なし。
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第一チーム (TEL:03-5226-8460) で配布します。
  - ・ 要請書
  - ・ 第一次詳細計画策定調査現地調査報告書 (案)
- ② 本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libpac.jica.go.jp>) で公開されています。
  - ・ ブータン国 氷河湖決壊洪水 (GLOF) を含む洪水予警報能力向上プロジェクト事業完了報告書 (<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000030939>)
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - (ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - (イ) 提供依頼メール:
    - タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
    - 本文: 以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上